

「子ども・子育て会議」について

1. 設置根拠

○「子ども・子育て支援法」に規定

(市町村等における合議制の機関)

第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○新潟市子ども・子育て会議条例

新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）P99掲載

新潟市子ども・子育て会議の設置および運営に必要な事項などについて定める。

2. 役割

○子ども・子育て支援法、新潟市子ども・子育て会議条例における所掌事務

- ・認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について意見する。
- ・地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定について意見する。
- ・市が子ども・子育て支援事業計画を策定、変更の際に意見する。
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。

（新・すこやか未来アクションプランの進行管理を含む）

○新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクル）